

社会福祉法人光輪会 役員等の報酬等の支給基準

社会福祉法人光輪会の『定款』及び『評議員選任・解任委員会 運営細則』より抜粋

【評議員】 無報酬

※『社会福祉法人光輪会 定款』第8条（評議員の報酬等）

「評議員に対する報酬等は、無報酬とする。」

【役員（理事及び監事）】 無報酬

※『社会福祉法人光輪会 定款』第21条（役員等の報酬等）

「理事及び監事に対する報酬等は、無報酬とする。」

【評議員選任・解任委員会委員】 無報酬

※『社会福祉法人光輪会 評議員選任・解任委員会 運営細則』第4条（委員の報酬等）

「委員が、その職務のため委員会に出席したときは、無報酬とする。」

以上